

別記1 登録の基準

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

以下の(1)～(9)の項目((1)の項目については①又は②のいずれか)のうち、当該民間事業者の事業内容に該当する項目の基準を全て満たしていること。

項目	基準	説明
(1) ①生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産等に関し、生産量又は生産性を、5年間で2割以上増加又は向上させる目標を有していること。</p> <p>民間事業者の生産量の実績が5000m<sup>3</sup>以上/年あり、又は生産性の実績が間伐8m<sup>3</sup>以上/人日もしくは主伐11m<sup>3</sup>以上/人日である場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p>	
(1) ②経営管理の対象となる森林の確保	<p>経営管理の対象となる森林(所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているもの<sup>*1</sup>に限る。)の面積を、5年間で約2割増加させる目標を有していること。</p> <p>ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が30ha以上ある場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p>	<p>※1 以下のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けた森林</li> <li>・当該民間事業者が作成した森林経営計画の対象森林</li> <li>・5年以上の長期にわたり、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林</li> </ul>
(2) 生産管理又は流通合理化等	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。</p> <p>②製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。</p> <p>③認定森林経営プランナーが在籍していること。</p>	
(3) 造林・保育の省力化低コスト化	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。</p>	
(4) 主伐後の再造林の確保	<p>以下のいずれにも該当すること。</p> <p>①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制<sup>*2</sup>を有すること。</p> <p>②主伐後に適切な更新<sup>*3</sup>を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適</p>	<p>※2 主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者と</p>

	切な更新の働きかけに取り組んでい れば足りるものとする。	の連携協定、請負契約による 発注等により一体的に実施で きる体制があることとする。 ※2-3 市町村森林整備計画 等を踏まえつつ、林地生産力 が比較的高く傾斜が緩やかな 人工林において主伐を行う場 合には、原則として再造林を 行っている(『山形県における 皆伐・更新施業の手引き』(H 30. 3. 28 林振第 1285 号林 業振興課長通知)を遵守する) こと。また、経営管理実施権 の設定を受けている森林につ いては必ず再造林を行ってい ることとする。
(5) 生産や造林・ 保育の実施体制の 確保	以下のいずれかに該当すること。 ① 素材生産又は造林・保育に関して3 年以上の事業実績を有すること ② 所属する現場作業員の現場従事実 績等が3年以上 <sup>※4</sup> であること。 ③ 林業技能士(1級又は2級)が在籍 していること。	※4 「3年以上」は連続して いることを要さない。「3年以 上」に満たない場合であって も、所属する現場作業職員が 林業大学校等で2年間の課程 を修了し、かつ1年以上の現 場従事実績を有している場合 等作業の質や安全性等に関し て同程度以上の能力を有して いると認められる場合は、基 準を満たしているものとし る。
(6) 伐採・造林に 関する行動規範の 策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施 に向けて民間事業者が遵守すべき行動 規範の策定等を行っていること。	
(7) 雇用管理の 改善及び労働安全 対策	以下のいずれにも該当していること。 ① 林業労働力の確保の促進に関する法 律(平成8年法律第45号)第4条に 基づく各都道府県の基本計画に定め られた労働環境の改善その他の雇用 管理の改善を促進するための措置に 係る取組又はこれに準ずる取組 <sup>※5</sup> を行っていること。 ② 現場作業職員等に対し、労働安全衛生 法(昭和47年法律第57号)に基づく 安全衛生教育 <sup>※6</sup> を行っていること。 ③ 労働者災害補償保険に加入してい ること(一人親方等の特別加入を含む)。 ④ 以下に定める届出を行っていること (届出の義務がない場合を除く)。 ・健康保険法(大正11年法律第70号) 第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法(昭和29年法律第 115号)第27条の規定による届出	※5 ・現場作業職員の常用化等の 雇用の安定化、月給制度や週 休2日制の導入等の労働条件 の改善、計画的な研修実施等 の教育訓練の充実、退職金共 済への加入等の福利厚生 <sup>※6</sup> の充 実等の雇用管理の改善等 ・リスクアセスメント、防護 具の着用の徹底、作業現場の 安全巡回、労働安全コンサル タント等専門家による安全診 断・指導等の労働安全対策等 ※6 外部機関において必要 な安全衛生教育を終了してい る場合を含むものとする。 ※7 同種災害の再発防止策 から見て妥当な内容であり、 それが現場作業職員を含む組

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出</li> <li>⑤過去 3 年以内に休業 4 日以上労働災害又は死亡災害（以下「死傷災害」という。）が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合<sup>*7</sup>は、上記基準を満たしているものとする。</li> </ul>	<p>織内全員に周知されていることとする。</p>
<p>（８）コンプライアンスの確保</p>	<p>以下のいずれにも該当していること。</p> <p>①以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に関連して法令に違反し、代表役員等<sup>*8</sup>や一般役員等<sup>*9</sup>が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから 1 年間を経過していない者</li> <li>・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に進むと認められない者</li> <li>・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</li> <li>・（６）の行動規範に違反した行為をしたと認められる者</li> <li>・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者<sup>*10</sup></li> </ul> <p>②以下のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること</li> <li>・個人情報の取扱いに関する要領などを整備していること</li> </ul>	<p>※ 8 法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>※ 9 法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>※ 10 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者等を指す。</p>
<p>（９）常勤役員の設置</p>	<p>法人においては常勤の役員を設置していること。</p>	

2 経理管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること

項目	基準	説明
経理的な基礎	<p>民間事業者が、次の項目の基準のいずれも満たしている場合には、本要件に適合すると判断するものとする。</p> <p>①直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること※<sup>11</sup>。</p> <p>②経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を、他と分離できること。</p>	<p>※11 以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び直近3年間の経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が連続してマイナスとなっていないこと。</li> <li>・個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはならないこと。</li> <li>・これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</li> </ul>